

知って
いますか？

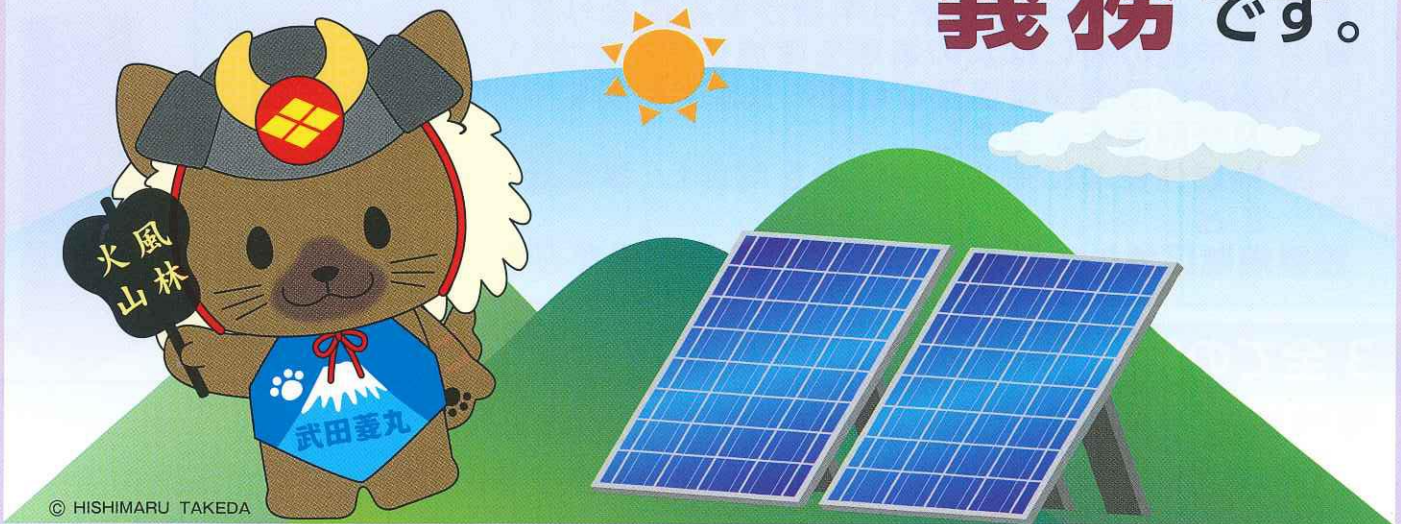
「山梨県太陽光発電施設の適正な設置
及び維持管理に関する条例」を制定しました

既に太陽光発電施設をお持ちのみなさま、
令和4年1月1日から

令和4年6月30日までに

- ・既存施設の届出
- ・維持管理計画の作成および公表義務

です。



© HISHIMARU TAKEDA

対象施設 10kW以上の太陽光発電施設
(建築基準法に基づく建築物に設置されるもの(屋根置き等)を除く)

また、設置規制区域内に新設する場合は、
令和3年10月1日から、知事の許可が必要です。

※なお、設置規制区域外に新設する場合は、設置届出が必要になります。

<設置規制区域>

- ① 地域森林計画対象民有林(5条森林)及び国有林等
- ② 地すべり防止区域
- ③ 急傾斜地崩壊危険区域
- ④ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- ⑤ 砂防指定地



YAMANASHI

山梨県

1 既に設置している施設について

既存施設の届出書を提出してください

- 設置規制区域の内外にかかわらず、令和4年1月1日から令和4年6月30日までに「既存施設の届出書」を提出する必要があります。
- 事業区域に設置規制区域が含まれているかどうか確認してください。
- 「既存施設の届出書」には次の書類を添付して提出してください。
 - ・ 位置図、事業区域図及び配置図
 - ・ 現況写真(標識の設置状況等が分かる写真を含む)

既存施設を増設する際は、令和3年10月1日から変更許可が必要になります

- 設置規制区域内の既存施設を増設する場合は、あらかじめ知事の許可を受けなければなりません。

2 新しく設置する施設について

設置規制区域内に新設する場合は許可が必要です

- 設置規制区域内への新規設置は原則禁止です。
- 新規に設置するには、許可申請が必要になります。
- 許可申請の前には次の事項を実施してください。
 - ① 施設の設置が環境及び景観に及ぼす影響について、調査、予測及び評価をすること
 - ② 地域住民等に対する説明会を開催し、事業計画等を説明すること

設置規制区域外に新設する場合は、設置届出が必要です。

3 全ての施設に共通する事項について

維持管理計画を作成し、公表してください

全ての施設において、維持管理計画を作成し公表する必要があります。
なお、設置規制区域内の施設については、維持管理計画を提出する必要があります。

施設の適正な維持管理(点検等)を実施してください

維持管理計画に則り、適切に維持管理を実施してください。維持管理の実施状況の記録を作成し、保存する必要があります。

なお、設置規制区域内の施設については、維持管理の結果を提出する必要があります。

施設の撤去前に、廃止届出書を提出してください

施設を撤去しようとする日の30日前までに廃止届出書を提出してください。
また、適切な廃棄処分をお願いします。

条例違反は、罰則等の対象となる場合があります。

条例の詳細及び運用マニュアルは、下記HPをご覧ください。

山梨県 太陽光条例

検索

https://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-ene/jorei/jorei_seitei.html



お問い合わせ

山梨県 環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課 地域エネルギー推進担当
電話：055-223-1503 FAX：055-223-1636